時事新報

第千二百十九號
明治十九年三月十日　水曜日
舊丙戌二月五日（己巳）
（西曆一千八百八十六年）

時事新報定價
一枚金三錢○一箇月前金六十五錢○三箇月前金一圓八十錢○六箇月前金三圓五十錢○一箇年前金六圓五十錢○郵便稅一箇月金廿六錢○一箇年金三圓十二錢○左ニ揭クル各地ニ於テハ該地賣捌所ヨリ配達無料ニテ配達ス（但本社ヨリ直接郵送スルモノハ此限ニアラズ）
横濱、横須賀、浦賀、神奈川至小田原驛、箱根七湯、大坂、京都、大津、神戸、尾ノ道、福山、笠岡、岡山、廣島、和歌山、德島、高知、下ノ關、長崎、名古屋、岐阜、岡崎、豐橋、四日市、津、松坂、山田、仙臺、福島、二本松、石ノ卷、白石、函館、青森、弘前、宇都宮、高崎、八王子、千住、草加、越ヶ谷、粕壁、杉戸、幸手、久喜、栗橋、古河、登戸、寒川、佐倉、東金、市川、八幡、船橋
其他各地方賣捌所ハ同シク遞送料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
一行至十行	十錢	八錢	七錢	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

人往かざれば船も亦往く可らず

貿易が我日本國人の外國行と關するは獨り貧民に限りて行けと云ふにあらず商賈工業の人が彼の國に往來して利する所ある可きは無論の事にして特に之がために喋々するにも及ばず唯今日の時勢にては或は貧民の外行が多數を占むることもあるべしと雖ども是れさへ憂るに足らず貴賤混同頻りに往來する其中には自然諸外國の地方に日本人の跡を稠くして内外の交際上に又商賣上に大なる利益ある可し左れば貧者の外行を見苦しとして之を嫌ふの餘りに其論鋒が兎角一切の外出を妨るの弊なきにあらざるが故に其邊は今少しく度量を大にして事の成蹟を數年の後に期すること肝要なる可し外交は次第に親密繁昌せんことを願ひながら日本人の外國に行くことは甚だ面白からず即ち内外人の相近づき相親しむは甚だ願ふべくして其交際は甚だ願はしからずと云ふに等しくして優柔不斷の厭ふ可きものなれば寧ろ一方に決斷して眞實に交際の道を開く可しとの次第は前日の紙上にも之を陳べたりしが今この緒に就て世人の所望の不都合千萬なる一事を語らんに近來我が國の海運も漸く開けて日本沿海の渡航には差支あることなく漸く其航路を延ばして上海にまでは往來すれども抑も其以外には一歩を進るを能はず舊三菱會社が私に香港へは航路を開きたれども是れさへ何か止むを得ざるの事情に迫まられて中止し東の方太平洋を望めば唯外國船の翻々たるのみにして絶て一隻の日本船を見ず是に於て我國經世の有志者は大に不満の色を顯はし日本に西洋流の航海術の開けたるは其紀元最も早くして今を去ること三十年前に在り今日に於ては航海に關する學識も技術も更に差支なくして其實際の景況如何を尋れば日本の沿海を離るゝこと能はず洪大壯麗なる汽船を以て東京神戸の間を往復し遠くして長崎精々遠くして北海道を限りとし日本形の親船と雌雄を爭ふのみにして其汽船が嘗て外國行を企てたることなきとは畢竟海運會業の當局者が職務を怠るものなりとして其罪を責る者あり然れども我輩の所見を以てするに此一事に就ては責めらるゝ者に罪なくして責る者の無理なりと云はざるを得ず本來海運の營業は船客を載せ荷物を運送するの業にして全く他人の依頼に應ずるものなれば客なく又荷物なき地に往來す可らざるは言はずして明かならん然るに今我航海汽船が世界中の何れの方角に向ふたらば日本人に逢ひ又その荷物の運送を依托せらる可きや米國の桑港には日本人の寄留する者最も多しとのことなれども是れとても目下僅に六百名に過ぎずして其中に就て商店を開き商業を營む者などは先づ一人もなしと云て可なり桑港にて斯の如し紐育に行くもボーストンに求るも皆同樣にして日本人の影を見ず左れば太西洋を渡りて英佛その他の諸國は如何と尋るに時として日本の留學生か又は役人などを見るのみにして未だ曾て商人に逢はず或は稀に日本商人が生糸蠶卵紙など攜へて往來したることもある由なれども僅に二人か三人萬里外初旅の田舎漢が道路の東西さへ分らず旅宿に籠城して不案内ながら少々づゝの賣買を試るのを勘る淋しき有樣なるに日本の汽船が突然その地方に渡航して海運の業を營まんとするも船客を何處より來る可きや積荷は何處に求む可きや其手持不沙汰なるは難船の漂着したるものに異ならざる可し例の道理上より論じたらば汽船の運賃さへ安ければ世界各港到る處に客あり荷物ありと云ふ可きなれども實際は決して左るものにあらず凡そ何れの國の船にても海外の諸港に往來して能く營業するものは先づ以て其港に本國人の住居し往來し双方交際の親密繁多なるありて恰も東道の主人に乏しからざるが故なり試に英國の商船を見よ世界中の船の到る處に先づ英人の在らざるはなし佛船の到る處に佛人あり蘭船の到る處に蘭人あり近くは支那の招商局の汽船が日本に來ると云ふも日本の諸港に支那人の商業を營む者を便りにして企てたることならん左れば海外の渡航を奬勵せんとならば先づ以て自國人の外行又移住を奬勵せざる可らざるや明白至極の道理にして事の順序なるに然るに今國人の外行は成る丈け防ぎ止めんとして種々の苦情不平を鳴らしながら一方には我汽船に向て千里も萬里も雄飛せよと命ずるは我輩こそと評して無理なる注文なりと云はざるを得ず不平論者の注文通りにしたらば日本國の富商大賈のみが海外に出掛けて立派に商賣を營み其勢の盛なる處へ日章旗を翻がへしたる日本の大汽船が出入往來するを以て滿足するなるべし至極好き注文なれども是れは前にも云へる如く人事不如意にして左樣には參り難し富商往けば貧乏人も亦往く如何ともす可らざるなり既に其如何ともす可らざるを悟りたる以上は貧富にも智愚にも論なく唯その往くに任せて兎角外國の地に日本人の跡を稠くし事の盛大を數年の後に期すること經世の要なる可しと我輩の信じて疑はざる所なり

官報

○閣令第三號（前號ノ續キ）

第四十一條　各廳ニ於テ支出スル所ノ經費ハ第三十五條但書第三十六條ノ場合ヲ除キ總テ仕拂切符ヲ以テ之ヲ仕拂フモノトス○第四十二條　前條ノ經費ヲ仕拂フトキハ收支命令官ノ命令ニ依リ會計主務官ハ各受取人ニ對シ仕拂切符ヲ發シテ之ヲ交付スルモノトス○第四十三條　仕拂切符ノ仕拂期限ハ振出ノ日ヨリ滿九十日ヲ越ユヘカラス○第四十四條　仕拂切符ハ一日毎ニ之ヲ發シ數目ヲ合スルコトヲ得ス○第四十五條　仕拂切符ヲ發付シタル會計主務官ハ其切符ヲ發スルト同時ニ該仕拂切符ニ指名シタル金庫ヘ案內書ヲ發スヘシ○第四十六條　仕拂切符ニ指名セラレタル金庫ハ其切符持參人ニ對シテ即時ニ表面ノ金額ヲ仕拂フモノトス但仕拂切符ノ日付後九十日ヲ過キタルモノハ第四十七條第四十八條ニ據リ之ヲ處分スヘシ○第四十七條　金庫ニ於テ仕拂切符ノ日付後九十日ヲ過キタルモノヲ發見シタルトキハ該仕拂切符所有者ヲシテ其發行廳ニ仕拂切符ノ交換ヲ請求セシムヘシ○第四十八條　各廳ハ前條ノ請求ヲ受ルトキハ更ニ仕拂切符ヲ發シテ之ヲ交付スルモノトス○第四十九條　金庫ハ仕拂ヲ請求セラレタル仕拂切符若シ成規ニ違フコトアルカ若クハ案內書ト符合セサルコトアリト認ムルトキハ其事由ヲ該仕拂切符持參人ニ告ケ預リ證書ヲ發シテ該切符ヲ留置キ即時ニ其旨ヲ該切符ニ記名ノ會計主務官ニ通牒スヘシ○第五十條　前條ノ場合ニ於テ金庫ハ會計主務官ニテ仕拂切符又ハ案內書ヲ訂正スルカ若クハ其切符ノ正當ナルヲ保證スルニアラサレハ之ヲ仕拂フコトヲ得ス○第五十一條　第三十五條ノ第一項第四項第七項ノ經費金遞送ヲ要スルトキハ各主管廳ノ收支命令官ヨリ請求書ヲ大藏大臣ヘ送付シテ送金ヲ請求スヘシ○第五十二條　前條ノ經費ハ一回ニ年額四分ノ一以內ヲ交付スルモノトス但臨時ノ費途ニシテ一時ニ支出ヲ要スルモノハ此限ニアラス○第五十三條　豫算ノ裁定前ニ於テ第五十一條ノ經費發送ヲ要スルトキハ前年度ノ豫算額ニ據リ送付ノ金額ヲ定ムルモノトス但臨時ノ費途ハ此限ニアラス○第五十四條　大藏大臣ハ第五十一條ノ請求ヲ受クルトキハ金庫ヲシテ一箇月以內ニ其指定セラレタル出納主任官ヘ現金ヲ發送セシムルモノトス○第五十五條　第三十五條ノ第二項第三項第五項第六項ノ經費金ヲ受取ントスルトキハ各主管廳ノ收支命令官ハ請求書ヲ大藏大臣ヘ送付シ其交付ヲ請求スヘシ○第五十六條　大藏大臣ハ前條ノ請求ヲ受クルトキハ金庫ヲシテ其指定セラレタル出納主任官ヘ現金ヲ交付セシムルモノトス○第五十七條　各廳ノ收支命令官ハ第十條第十二條ノ支出ヲ爲サントスルトキハ事由ヲ具シテ其仕拂ヲ大藏大臣ニ請求スヘシ○第五十八條　各廳ノ本廳外ノ地ニ在ル小支部局若クハ出張官吏等ヘ經費金ヲ遞送セントスルトキハ會計主務官ヨリ仕拂切符ヲ發シ金庫ヘ送付シ送金ヲ請求スヘシ○第五十九條　國庫常用部ヨリ會計ノ取扱ヲ異ニスルモノヘ支出スル經費ハ主管廳ノ請求ニ據リ大藏大臣ヨリ現金ヲ仕拂ハシムルモノトス○第六十條　國債元利ノ仕拂ヲ爲ストキハ大藏大臣ハ其豫定金額ヲ北海道廳、府縣廳ヘ遞シテ其仕拂ヲ執行セシムルモノトス但銀行ヲシテ取扱ハシムル國債元利ノ仕拂ハ其取扱銀行ヘ金額ヲ交付シテ之ヲ執行セシム○第六十一條　國庫常用部ヨリ國庫中他ノ部（準備部ノ類）ヘ支出スルモノハ裁定ノ豫算ニ基キ大藏大臣ノ命令ニ據リ直ニ之ヲ移スモノトス○第六十二條　各廳ノ收支命令官ハ會計年度經過後ニ於テ其會計年度ノ支出ニ屬スヘキ契約ヲ爲スコトヲ得ス○第六十三條　各廳ニ於テ既ニ仕拂タル金額ノ內返納ヲ要スルトキ若クハ第三十五條但書及第三十六條ニ據リ現金ヲ受取リ仕拂殘餘アルトキハ即日之ヲ金庫ヘ納付シ廳中ニ留ムルコトヲ得ス但第三十五條第一項第七項ノ場合ハ此限ニアラス○第六十四條　金庫ハ大藏大臣ノ命令ヲ受タルニアラサレハ一切仕拂ヲ執行スルコトヲ得ス

第五章　報告

第六十五條　毎年豫算ノ裁定アルトキハ各廳ノ收支命令官ハ一週年度中ニ係ル歲入ノ月額豫算表ヲ製シ豫算裁定ノ達ヲ受タル後十五日以內ニ之ヲ大藏大臣ヘ報告スヘシ但收入期節ノ豫定シ難キモノハ此限ニアラス○第六十六條　郡區長ハ第十九條ニ據リ徵稅令書ヲ發シタルトキハ之ヲ北海道廳長官若クハ府知事縣令ヘ報告スヘシ○第六十七條　北海道廳長官、府知事、縣令ハ前條郡區長ノ報告ニ據リ其徵稅額表ヲ製シ納期ヲ豫定シタル租稅ハ徵稅令書發付後十五日以內ニ臨時納期ヲ定ムルモノハ毎月取纏メ翌月十五日マテニ之ヲ大藏大臣ヘ報告スヘシ○第六
ヲ領收シタルトキ
知書ヲ發シタル廳
收シタルトキハ此
第三十二條ニ據リ此
ハ同時ニ之ヲ大藏
ノ收支命令官ハ毎
製シ翌月十五日マ
稅及稅關ノ諸收入
ノ收支命令官ハ毎
調製シ翌月七日マ
七十二條　在外各
月ヨリ三箇月毎ニ
シ○第七十三條
官ハ第七十一條ノ
廳長官ヘ送付スヘ
シタル歲出報告書
三日以內ニ之ヲ大
現金ヲ出納スル所
主計局長ヘ報告ス
ヲ定ムルコト左ノ
費及現金仕拂所ナ
翌月十日マデニ發
終ル後十五日以內
同船ノ航海費ノ報
○第七十七條　各
歲入ノ徵收若クハ
キハ其報告書ヲ製
ヘ送付スヘシ但所
局ニ係ルモノハ年
シ○第七十八條
（翌年度八月三十一
ルモノアルトキハ
マデニ之ヲ大藏大
ノ收支命令官ハ翌
ヲ完了セザルモノ
十一日マデニ之ヲ
會計主務官ハ會計
濟ノモノアルトキ
マデニ之ヲ大藏省
一條　郡區役所又
七條第七十條及第
取纏メ難キ場合ニ
ヲ製シテ別ニ之ヲ

第六章

第八十二條　此規
表、計算書、報告書
ノ樣式ハ大藏大臣
スル事務取扱ノ手
現行法規中此規

○遞信省令第一號
明治十七年（十二月
第五條ニ揭クル汽
官廳ニ於テ檢査シ
ニ於テ檢査ス
明治十九年三

○辭令
第四地方部[illegible]任後
第五（仝）（同）
第一（仝）（同）
第二（仝）（同）
第三（仝）（同）
○學事地方部　文
縣と左の五地方部
第一地方部　東
縣、茨城縣、群
第二地方部　北
山形縣、秋田縣
第三地方部　京
滋賀縣、岐阜
第四地方部
德島縣、愛媛縣
第五地方部
宮崎縣、鹿兒島
○官吏出校　谷
覆の害ありしを要